第１章　総　　則

【目　　的】

　第１条　サンソ―株式会社タンサン工場（以下「当事業場」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

【効力】

　第２条　当事業場の経営者及び従業者は電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

【細則等の制定】

　第３条　この規程を実施するために必要と認められる場合には別に細則を制定する。

【規程等の改正】

　第４条　この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正にあたっては、電気主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

第２章　保安業務の運営管理体制

【保安業務組織】

　第５条　電気工作物の工事、維持又は運用に関する責任の所在を明確にし、並びに指揮命令系統及び連絡系統を明確にするため、電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安業務を執行する組織構成は次に定めるところによるものとする。

　　　　一　工場長を保安業務の統括管理者とする。

　　　　二　主任技術者は、法令及びこの規程に基づく保安監督の職務を適確に遂行するために保全課長の職位にあるものを選任する。

　　　　三　保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は別図第１のとおりとする。

２　主任技術者及び電気工作物に係る保安業務に従事する者は別図第１のとおり配置する。

【設置者の義務】

第６条　電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

２　主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。

３　法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合には、主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。

４　所管官庁が法令に基づいて行う検査・審査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

【主任技術者の業務】

第７条　主任技術者は、統括管理者を補佐し、電気工作物の工事、維持及び引用に関する保安の監督の業務を総括しなければならない。

２　主任技術者は法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

【従業者の義務】

　第８条　電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

【主任技術者不在時の措置】

　第９条　主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合にその業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）は、動力係長とする。

２　代務者は、主任技術者の不在時には、主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

　　　　　　　　　　　　　　　　第３章　保安教育

【保安教育】

　第１０条　電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関し必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。

【保安に関する訓練】

 第１１条　電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、事故その他非常災害が発生した時の措置について少なくとも年１回実地指導訓練を行うものとする。

第４章　工事の計画及び実施

【工事計画】

　第１２条　電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

２　主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「保修工事」という。）の年度計画を立案し、総括管理者の承認を求めなければならない。

３　前項の計画は、当工事の各部門との連絡を緊密にし、その意見を聴して行わなければならない。

【工事の実施】

　第１３条　電気工作物の工事計画の実施にあたっては、当事業場の業務活動等との調整を図り、総括管理者の承認を経てこれを実施するものとする。

　　　２　電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。

３　電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者においてこれを検査し、保安上支障が無いことを確認した上で引取るものとする。

４　工事の実施にあたっては、その保安を確保するため別に定める作業心得によって行わなければならない。

５　作業心得は、次の各号について定めるものとする。

　一　停電範囲と時間、作業用器具等の準備状況の主任技術者による確認

　二　作業時間、停電時間及び危険区域の表示

　三　停電中の遮断器、開閉器の誤操作の防止措置

　四　作業責任者の指名とその責任

　五　作業終了時の点検及び測定

第５章　法定事業者検査

【法定事業者検査ならびに使用前自己確認に係る実施体制】

第１４条　使用前自主検査、溶接事業者検査及び定期事業者検査（以下、「法定事業者検査」という。）ならびに使用前自己確認は、主任技術者の監督のもと法令に基づき適切に実施するものとする。

２　法定事業者検査は、主任技術者の保安監督のもとに実施し、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認しなければならない。また使用前自己確認は、主任技術者の保安監督のもとに実施し、経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認しなければならない。

【法定事業者検査ならびに使用前自己確認の結果の記録】

第１５条　法定事業者検査の記録は、法令に基づき次に掲げる事項を記載する。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を実施した者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　検査の実施に係る組織

八　検査の実施に係る工程管理

九　検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十　検査記録の管理に関する事項

十一　検査に係る教育訓練に関する事項

２　法定事業者検査ならびに使用前自己確認の結果の記録は、５年間保存（使用前自主検査に係る発電用水力設備にあっては当該設備の存続する期間）するものとする。

第６章　保　　守

【巡視、点検、測定】

　第１６条　電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は別表第１に定める基準により行わなければならない。

２　主任技術者は、別表第２に定める基準により電気工作物の保守業務の指導監督を行うに当たっては、当事業場の業務活動等との調整を図り年度実施計画を作成し、統括管理者の承認を経てこれを実施しなければならない。

第１７条　巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

【事故の再発防止】

　第１８条　事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ、臨時に精密検査を行いその原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

第７章　運転又は操作

【運転又は操作等】

　第１９条　電気工作物の運転又は操作の基準は別に定める細則によるものとする。

　　　 ２　前項の細則は、次の各号について定めるものとする。

一　平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順所及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統

二　電気工作物の軽微な事故を修理し又は使用停止し、若しくは使用制限する等の応急措置並びに報告又は連絡要領

三　電力会社との連絡事項

四　緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示

【発電所の長期間運転停止】

　第２０条　発電所を設置している場合であって当該発電所を相当期間停止する場合は、次の各号により設備の保全を図るものとする。

一　原動機その他主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防塵、防錆、防湿対策を行う。

二　燃料タンク、燃料配管等からの漏油の有無の点検を確実に行い、災害発生を未然に防止する。

三　休止による相当期間運転停止する場合は、休止設備と運転設備との区分を明確にし、

　　　２　太陽光発電設備が設置されている場合は、仕様書等に基づき処置を行うものとする。

【発電所の運転開始】

　第２１条　発電所を設置している場合であって当該発電所を相当期間停止の後運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じて試運転等を行って保安の確保に万全を期すものとする。

第８章　災害対策

【防災対策】

　第２２条　台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想を従業者に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する工場内の体制をあらかじめ整備し、並びに事業場外関係機関との協力体制及び連絡体制を整備しておくものとする。

第２３条　主任技術者は、非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

２　主任技術者は、災害等の発生に伴い危険が認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

第８章　記　　録

【記録等】

　第２４条　電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は各号に定めるところにより記録し、これを３年間保存するものとする。

　　　　　一　補修工事記録

　　　　　二　巡視、点検、測定記録（日常巡視点検、定期精密点検）

　　　　　三　運転日誌（日常巡視点検、故障、軽事故を含む）

　　　　　四　電気事故記録（１．故障、軽事故　２．重大事故報告書）

　　　　２　主要電気機器の補修工事記録は別に定める設備台帳に記録し必要な期間保存するものとする。

第９章　責任の分界

【責任の分界点】

　第２５条　電気事業者との保安上の責任分界点は、電気需給契約書に基づく責任分界点とする。

【需要設備の構内】

　第２６条　需要設備の構内は別図第２に示すとおりとする。

第１０章　雑則

【危険の表示】

　第２７条　受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには人の注意を喚起する表示を設けなければならない。

【測定器具類の整備】

　第２８条　電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管しなければならない。

【設計図書類の整備】

　第２９条　電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書等については必要な期間整備保存しなければならない。

【手続書類等の整備】

　第３０条　関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書についてはその写しを必要な期間保存しなければならない。

付　　則

１．この規程は、　　　年　　月　　日から施行する。